



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 10 月 9 日（木曜日） 第 653 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

	頁
○県税の期限の延長の期日の指定……………（税務課） 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定（2件）…（福祉保健課） 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出（ “ ” ） 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 2	
○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 2	
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（ “ ” ） 2	
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の所在地の変更……………（ “ ” ） 2	
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 2	

○保安林の指定の解除予定……………（自然環境課） 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について……………（ “ ” ） 3	
○津波災害警戒区域の指定……………（都市計画課） 3	

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………（税務課） 3	
○家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の合格者……………（家畜防疫対策課） 3	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………（農村整備課） 3	

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 640号

令和 6 年宮崎県告示第 139号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するものについては、令和 7 年 10 月 31 日とする。

令和 7 年 10 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定地域	
都道府県名	市町村名
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

宮崎県告示第 641号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 10 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
とだか調剤薬局	日南市戸高一丁目 10 番地 5	令和 7 年 8 月 1 日

宮崎県告示第 642号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 10 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション リボン	都城市郡元町 2772 番地	令和 7 年 9 月 14 日

宮崎県告示第 643号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 7 年 10 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
大貫内科	延岡市大貫町5丁目16 46番地1	令和7年6月30日

宮崎県告示第 644号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年10月9日

名 称	所 在 地	廃止年月日
小橋皮膚科医院	東諸県郡国富町本庄字 出来所1268	令和7年8月1日

宮崎県告示第 645号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550300489	児童発達支援・放 課後等デイス サービス TOMO K i d s	宮崎県延岡市野地 町2丁目3602番地 1	株式会社H u m a n L o o p	福岡市博多区古門 戸町9番12－ 201 号	令和7年9月30日	児童発達支援、 放課後等デイス サービス

宮崎県告示第 646号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
ひらの薬局	日南市	薬局	令和7年 10月1日
おおた薬局	日南市	薬局	令和7年 10月1日
はな薬局	宮崎市	薬局	令和7年 10月1日

宮崎県告示第 647号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
まいづる訪問 看護リハビリ ステーション	高鍋町	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋7057番地 1	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋3291－3 田園ビル 2 02・ 203号 室	令和7年 9月3日

宮崎県告示第 648号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字栗ノ木
水流5697－1、5699－1、5699－2、5715から5717まで、字峠ノ
谷5721、5724－2
 - 指定の目的 水源の^{かん}涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林
部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 649号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 児湯郡川南町大字平田字通山村54
32－1、5432－2
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

宮崎県告示第 650号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和7年宮崎県告示第 532号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する諸塚村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
諸塚村役場
一道芳彌、松田緑、前田力松、薊熊一
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年宮崎県告示第 532号によること。

宮崎県告示第 651号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第 123号）第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 津波災害警戒区域
宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町、川南町、都農町及び門川町の区域（次の図に示す部分に限る。）
- 2 基準水位
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部都市計画課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
100L券1枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
G 4402142
- 4 有効期間
令和6年11月1日から令和7年10月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
有限会社 迫田石油店
- 6 紛失年月日
令和7年7月14日

令和7年8月1日から9月4日まで開催した家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 2 3 4 6 7 8 9 10 11 12 13 14

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和7年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月29日現在次のとおりである。

令和7年10月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,387人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 208,664人

宮崎県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和7年9月29日現在次のとおりである。

令和7年10月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

小林市・西諸県郡選挙区 14,019人

--	--